

令和 7 年 3 月市議会定例会提案予定議案（その 2）（要旨）

議案第36号 銚子市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられるとともに、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額措置の対象となる所得基準が引き上げられたことから、条例においても同様の措置を講ずるため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 基礎賦課限度額の引き上げ

（65万円 ⇒ 66万円）

(2) 後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ

（24万円 ⇒ 26万円）

(3) 保険料の軽減措置に係る所得判定基準の改正

ア 5割軽減の対象世帯 被保険者数に乗ずる金額の引き上げ

（29万5千円 ⇒ 30万5千円）

イ 2割軽減の対象世帯 被保険者数に乗ずる金額の引き上げ

（54万5千円 ⇒ 56万円）

○施行期日 令和7年4月1日

以 上

○令和7年3月議会議案（その2）説明者及び議案担当課室等一覧

議案番号	議案名	議案説明者	議案担当課室等
第36号	銚子市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	市民課長	市民課保険年金室